

平成31年度 座間味村歴史文化・健康づくり拠点整備施設

シアタードーム設置工事

## 提案募集要項

令和元年5月

## 1 目的

魅力ある観光地の形成と村民の福祉向上を図るため平成24年度策定の「歴史文化・健康づくり拠点整備事業基本計画」に基づく多目的施設を建築するにあたり、星空や村内各地の美しい風景などを紹介し、村の豊かな自然への理解を深めるためのシアタードームを設置することとした。同シアタードームの工事を行うにあたり、実力・能力等を総合的に評価し本業務に最も適した委託先を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

## 2 業務の概要

### (1) 工事名称

平成31年度 座間味村歴史文化・健康づくり拠点整備施設シアタードーム設置工事

### (2) 業務内容

平成31年度 座間味村歴史文化・健康づくり拠点整備施設ドームシアター設置工事仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 工事期間

契約締結の日から平成32年3月10日まで

### (4) 提案限度金額

209,925,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、業務の規模を示すためのものである。また、企画提案は、上記の提案限度金額を超えてはならない。

### (5) 担当部署

本募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当部局：座間味村役場 産業振興課

住 所：〒901-3496 沖縄県座間味村字座間味109

電話番号：（098）987-2312

F A X：（098）987-2004

## 3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、公告日から参加意思表明書の提出期間の末日までの間において次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (2) 直近5年間に国又は地方公共団体等が発注した、シアタードーム施設（ドーム直径8m以上）に対する、映像機器の製作及び設置業務を元請で受注した実績を有する者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始がなされていない者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者でないこと。

#### 4 説明書等の配布期間等

(1) 配布する資料

ア 座間味村歴史文化・健康づくり拠点整備施設シアタードーム設置工事プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）

イ 仕様書

ウ 座間味村歴史文化・健康づくり拠点整備施設シアタードーム設置工事プロポーザル提出書類作成要領（以下「提出書類作成要領」という。）

(2) 配布期間 平成31年5月28日（火）午前9時から平成31年6月7日（金）午後5時まで

(3) 配布方法 座間味村ホームページ（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすること。

アドレス：<https://www.vill.zamami.okinawa.jp/life.html>

#### 5 応募する者の参加意思表示

参加意思表示書（様式第1号）及び必要書類は、別添の提出書類作成要領に基づき作成し、次のとおり提出すること。

(1) 参加意思表示書の提出方法

ア 提出期限 平成31年6月7日（金）必着

イ 提出場所 〒901-3496 沖縄県座間味村字座間味109

座間味村役場 産業振興課 担当：宮平 明

電話：（098）987-2312

FAX：（098）987-2004

ウ 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に限る。）又は郵送等（配達記録が残る方法に限り、提出期限必着のこと。）により提出する。

(2) 参加意思表示書提出後の辞退

参加意思表示後に、本件プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに書面により申し出ること。ただし、企画提案申請書提出後の辞退は認めない。

ア 提出場所及び提出方法 4 参加意思表示書の提出方法と同じ

#### 6 質問の受付及び回答方法

本業務に関して質問がある場合は、次の定めるところにより行うことができる。

(2) 受付期限 平成31年6月7日（金）午後5時まで

(3) 受付様式 質問書（別紙様式第12）による。

(4) 受付方法 電子メール（着信を確認すること。）

(5) 送信先 doboku@vill.zamami.lg.jp

(6) 回答方法 質問への回答は、全ての質問を集約し、平成31年6月14日（金）までに参加意思を表明した者にメールを送信する。ただし、質問内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

## 7 企画提案申請書等の作成及び提出方法

参加意思表明書を提出した者について、参加資格を有すると認められた場合には、企画提案申請書（別紙様式6）等の提出を要請する。作成については、別添の提出書類作成要領に基づき作成し、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 平成31年6月21日（金）必着

(2) 提出場所及び提出方法 4 参加意思表明書の提出方法と同じ

## 8 無効となる参加意思表明書又は企画提案申請書等

以下に該当する参加意思表明書又は企画提案申請書等は無効とする。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

(2) 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

(3) 記載内容に虚偽の内容が記載されているもの

(4) 企画提案申請書等の作成に当たって第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。

## 9 企画提案のプレゼンテーションの実施

以下のとおり、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

(2) 予定日時 平成31年7月1日（月）

(3) 場 所 座間味村役場

(4) 持ち時間 30分程度（企画提案内容等の説明：20分程度、質疑応答：10分程度）

(5) 事業者の参加は3名以内とし、説明は提出された提案書を補足する内容を中心とする。

(5) 使用機器 プロジェクター、スクリーン、レーザーポインターは座間味村が用意する。

※詳細は企画提案申請書等を提出した者に対し、後日通知する。

## 10 企画提案申請書等の審査方法等

(1) 審査方法

審査は、提案者から提出された企画提案申請書等、プレゼンテーションの内容を参考に、審査委員が点数評価し、審議の上で委託の候補者を決定する。

(5) 審査内容

別添「シアタードーム設置工事審査基準」のとおり

(3) 審査結果の通知等

選定された提案者及び選定されなかった提案者に対して、各提案の審査の結果を書面により通知する。

(4) 非選定理由の説明

上記(3)において選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。

ア 提出様式 様式自由

イ 提出場所及び提出方法 4 参加意思表明書の提出方法と同じ

(5) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面により行う。

1 1 契約締結について

(1) 契約の交渉

審査の結果、選定された者を優先交渉者とし契約の交渉を行う。なお、辞退その他の理由により優先交渉者と契約できない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

(2) 契約の締結

契約は、別紙契約書に基づき行う。

1 2 その他留意事項

(1) 本件に係る各種書類の作成費及びプレゼンテーション参加のための費用の一切は、提案者の負担とする。

(2) プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(3) 提出された書類は返却しないものとし、本件審査以外の目的で提案者に無断で使用しないものとする。

(6) 企画提案申請書等の提出後は、加筆、修正又は差し替えは認めない。

(7) 参加意思表明書及び企画提案申請書等に虚偽の記載をした場合には、参加意思表明書及び企画提案申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

(8) 消費税は、8%で計上し、増税の場合変更で対応する。